平成２２年（フ）第７０３２号
東京都江戸川区東瑞江１―52―２―204、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町６―61―609
債務者　寺本　龍一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０３３号
東京都板橋区蓮沼町45―18―502
債務者　竹本　正美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０３４号
東京都練馬区貫井５丁目８－１―203
債務者　川野辺雅俊
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４０号
東京都北区上中里２丁目29―16
債務者　荒井よしの
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４２号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町1252―13―２―917
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４３号
神奈川県横浜市青葉区荏田町1476―１－４Ｆ
債務者　宮城　春美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４７号
千葉県八千代市上高野1239―22
債務者　鈴木　　睦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４８号
東京都葛飾区東水元５丁目10―11―103
債務者　川村さおり
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０４９号
東京都中野区野方１丁目39―３―403
債務者　一ノ瀬浩美（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０５５号
埼玉県新座市野寺３丁目３―18
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０６０号
埼玉県川口市戸塚東３丁目26―18
債務者　中村　聡与（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０６２号
東京都福生市大字福生684―Ｅ棟
債務者　渡部　純子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０６３号
東京都東久留米市下里４丁目１―15―108
債務者　谷津　　真
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４号
神奈川県座間市入谷３丁目3946番地の２　コスモ相武台サニーサイド205号
債務者　立川真由美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６５号
相模原市中央区横山４丁目25番５号
債務者　永谷　敏夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８４号
相模原市中央区富士見５丁目６番６―307号
債務者　小峰　節子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部